

真岡市介護支援専門員処遇改善補助金Q & A

問1

新たに介護支援専門員を雇用する場合や新たに資格を取得した職員は対象になりますか。

処遇改善を実施する場合は、処遇改善を実施した月から補助金の対象になります。

問2

介護支援専門員の資格を持ち、業務に従事させている者について、市へ「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の届出をしておりますが、対象になりますか。

市へ「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の届出をしていない場合、対象になりません。速やかに市高齢福祉課へ「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の変更届を提出してください。なお、退職した場合についても同様に、変更届を提出してください。

問3

居宅介護支援事業所の他に介護サービス事業所に勤務している場合、勤務時間を合算して算定することはできますか。

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所以外での勤務時間は算定することができません。

問4

補助金の申請について、受付期間は決まっていますか。

受付期間については、年2回(10月、3月)に予定しています。

市内の居宅介護支援事業所、介護予防事業所には、その都度ご案内いたします。

問5

月末締めで翌月に給与の支払いをしており、給与に上乘せをして処遇改善を行っていますが、どの期間の処遇改善分が該当しますか。

令和8年4月から令和9年3月までの間に、実際に処遇改善分として給与に上乘せをして支払った月が補助の対象期間になります。

【例1：月末締めで翌月に給与の支払いをしている場合】

令和8年3月分の給与を令和8年4月に支払い→対象

令和8年4月分の給与を令和8年5月に支払い→対象

令和9年3月分の給与を令和9年4月に支払い→対象外

【例2:当月分の給与を当月分に支払いしている場合】

令和8年3月分の給与を令和8年3月に支払い→対象外

令和8年4月分の給与を令和8年4月に支払い→対象

令和9年3月分の給与を令和9年3月に支払い→対象

問6

補助金の一部を法定福利費(社会保険料等)の事業者負担増加分に充当してよいでしょうか。

法定福利費の事業者負担増加分に充当せず、補助金の全額を介護支援専門員の給与として支給してください。

問7

勤務実績の判断について、勤務実績がない時間(育児休暇や病気休暇等)の期間において、給与や賃金を支給している場合は勤務時間として算定してよいでしょうか。

勤務時間への算定の主な判断基準は、以下に示すとおりです。

勤務時間へ算定してよい休暇

- ・労働基準法第39条に規定する休暇(年次有給休暇)
- ・法定外休暇(夏季休暇、慶弔休暇等)のうち、給与等が発生するもの

勤務時間へ算定できない休暇

- ・労働基準法第7条に規定する休暇(裁判員休暇)
- ・同法第65条に規定する休暇(産前産後休暇)
- ・同法第67条に規定する休暇(育児時間)
- ・同法第68条に規定する休暇(生理休暇)
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条に規定する休暇(育児休業)
- ・同法第16条の2第1項に規定する休暇(子の看護休暇)

問8

本事業で支給している処遇改善補助金は、課税対象となるのでしょうか。

給与所得に該当するため、課税対象となります。

問9

処遇改善補助金について、補助金の一部を補助対象ではない事務員等に分配することは可能でしょうか。

補助対象となる介護支援専門員以外に補助金の一部を分配することはできません。

この他、ご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。

真岡市 健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険係

電話:0285-83-8094

メール:korei@city.moka.lg.jp